令和８年
小樽市議会

第２回定例会議案

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１号

令和８年度小樽市一般会計補正予算

令和８年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 636,939 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,731,668 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第２条　市債の変更は、「第２表　市債補正」による。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
17　国庫支出金		13,978,582	252,949	14,231,531
	1　国庫負担金	10,823,154	191,523	11,014,677
	2　国庫補助金	3,129,681	60,188	3,189,869
	3　国庫委託金	25,747	1,238	26,985
18　道支出金		4,410,655	300,500	4,711,155
	2　道補助金	682,731	300,500	983,231
20　寄附金		1,256,000	4,106	1,260,106
	1　寄附金	1,256,000	4,106	1,260,106
21　繰入金		3,132,753	66,784	3,199,537
	2　基金繰入金	3,098,026	66,784	3,164,810
23　諸収入		1,629,386	3,200	1,632,586
	4　雑入	799,979	3,200	803,179
24　市債		6,227,600	9,400	6,237,000
	1　市債	6,227,600	9,400	6,237,000
歳入合計		68,094,729	636,939	68,731,668

歳　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総　務　費		5,337,621	3,200	5,340,821
	1 総務管理費	4,953,598	3,200	4,956,798
3 民　生　費		27,879,163	614,271	28,493,434
	1 社会福祉費	14,648,397	303,966	14,952,363
	2 児童福祉費	6,100,029	66	6,100,095
	3 生活保護費	6,677,325	309,001	6,986,326
	4 国民年金費	6,458	1,238	7,696
4 衛　生　費		7,199,824	4,350	7,204,174
	1 保健衛生費	2,727,437	4,100	2,731,537
	2 保健所費	693,315	250	693,565
8 土　木　費		8,599,960	11,078	8,611,038
	5 住　宅　費	1,567,042	9,488	1,576,530
	6 港　湾　費	1,631,567	1,590	1,633,157
10 教　育　費		2,942,947	4,040	2,946,987
	1 教育総務費	135,447	2,030	137,477
	5 社会教育費	344,900	2,010	346,910
歳　出　合　計		68,094,729	636,939	68,731,668

第２表　市債補正

（変　更）

起　債　の　目　的	限　度　額	
	補　正　前	補　正　後
	千円	千円
市営住宅整備事業費	８５５，９００	８６５，３００

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第２号

令和８年度小樽市病院事業会計補正予算

第１条　令和８年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和８年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（　科　　目　）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
	収　　入		
第１款　病院事業収益	13,742,215千円	4,100千円	13,746,315千円
第２項　医業外収益	1,438,627千円	4,100千円	1,442,727千円
	支　　出		
第１款　病院事業費用	14,864,315千円	4,100千円	14,868,415千円
第１項　医 業 費 用	14,244,592千円	4,100千円	14,248,692千円

第３条　予算第９条中「275,020千円」を「279,120千円」に改める。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

令 和 ８ 年
第 ２ 回 定 例 会　　議案第３号
小樽市議会

小樽市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

小樽市税条例（昭和２５年小樽市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第１９条の２第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第２３条第１項ただし書中「及び第２４条の３第１項」を「並びに第２４条の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第２４条の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第２４条の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提

出しなければならない者

⑵　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第９条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第３３条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有するものであって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

⑶　法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第９条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者

第２４条の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　公的年金等支払者の名称

⑵　公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

⑶　特定配偶者の氏名

⑷　扶養親族又は特定親族の氏名

⑸　その他法施行規則で定める事項

第３９条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第５条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第８条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第８条の４中「附則第１６条の２第１項」の次に「、附則第１６条の２の２第１項」を加え、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第９条中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１３条第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１６条の２の２から第１６条の２の５までを次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第１６条の２の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第１３条第１項及び第２項並びに第１６条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第１５条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

⑴　第１５条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１６条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑵　第１９条から第２０条まで、第２０条の２第１項、附則第８条第１項及び附則第８条の３第１項の規定の適用については、第１９条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第１９条の２第１項前段、第２０条、第２０

条の２第１項、附則第８条第１項及び附則第８条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第１９条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

⑶　第２１条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１６条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１６条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑷　附則第４条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１６条の２の２第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の２の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第１６条の２の３から第１６条の２の５まで　削除

附則第１６条の３中第２２項を第２５項とし、第１３項から第２１項までを３項ずつ繰り下げ、第１２項を第１３項とし、同項の次に次の２項を加える。

１４　法附則第１５条第２４項第２号に規定する条例で定める割合は、５分の３とする。

１５　法附則第１５条第２４項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。

附則第１６条の３中第１１項を第１２項とし、第１０項を第１１項とし、第９項の次に次の１項を加える。

１０　法附則第１５条第２４項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第１６条の３に次の１項を加える。

２６　法附則第１５条の１１第１項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第２３条第１項ただし書、第２４条の２及び第２４条の３の改正規定並びに附則第５条及び附則第８条の３第１項の改正規定並びに次条第１項及び第２項の規定　令和９年１月１日

⑵　第３９条の改正規定及び附則第３条第２項の規定　令和９年４月１日

⑶　第１９条の２第２項の改正規定並びに附則第８条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）並びに附則第９条及び附則第１３条の改正規定並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

⑷　附則第８条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第１６条の２の２から第１６条の２の５までの改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）第２４条の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第２４条の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第２４条の３第１項の規定による申告書については、なお従

前の例による。

２　新条例附則第８条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の

用に供した場合については、なお従前の例による。

3　前条第４号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例附則第８条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4　新条例附則第１３条第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第１３条第１項の土地等の譲渡について適用する。

5　新条例附則第１６条の２の２の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和７年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2　新条例第３９条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、な

お従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の特定暗号資産取引に係る課税の特例を新設するとともに、一定の太陽光発電設備及び風力発電設備並びに改修特別特定建築物の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるほか、固定資産税の免税点を引き上げるなど、税制改正に伴う所要の改正を行うためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第４号

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年小樽市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和７年内閣府令第８０号」を「児童福祉法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和８年内閣府令第２９号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第５号

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年小樽市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和７年内閣府令第８２号」を「令和８年内閣府令第１０号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第６号

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

⑴　小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例(昭和５９年小樽市条例第１９号)第５条

⑵　小樽市水道事業等の設置等に関する条例（昭和４１年小樽市条例第３６号）第９条

⑶　小樽市簡易水道事業設置条例（平成元年小樽市条例第５４号）第６条

⑷　小樽市病院事業の設置等に関する条例(昭和４１年小樽市条例第３５号)第７条

附　則

この条例は、令和８年９月２４日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第７号

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小樽市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年小樽市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の小樽市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた小樽市消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償（以下単に「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

３　適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の小樽市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第１８条の規定により支給されたもの（旧条例付則第６条の規定による金額により支給された場合の葬祭補償を含む。）は、新条例第１８条の規定により支給される葬祭

補償（新条例付則第６条の規定による金額により支給される場合の葬祭補償を含む。）の内払とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第８号

工事請負契約について

若竹地区防波堤改良工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　若竹地区防波堤改良工事

２　契 約 金 額　２億２，８８０万円

３　契約の相手方　小樽市若竹町３番１号
近藤・山吹・進栄共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第９号

工事請負契約について

第３号ふ頭小型船だまり整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　第３号ふ頭小型船だまり整備工事

２　契 約 金 額　２億５，８５０万円

３　契約の相手方　小樽市若竹町３番１号
近藤・道ガソン・嶋田共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１０号

工事請負契約について

色内ふ頭護岸改良工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　色内ふ頭護岸改良工事

２　契 約 金 額　１億６，７２０万円

３　契約の相手方　小樽市朝里川温泉２丁目７１９番地１
和田建・三栄・宮前共同企業体
代表者
有限会社和田建総業

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１１号

工事請負契約について

小樽公園園路広場等整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　小樽公園園路広場等整備工事

２　契 約 金 額　３億５，６４０万円

３　契約の相手方　小樽市長橋４丁目１０番２号
久保・みかみ・水谷内共同企業体
代表者
株式会社久保組

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１２号

工事請負契約について

小樽公園遊具広場整備工事の請負契約を下記のとおり締結する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　小樽公園遊具広場整備工事

２　契 約 金 額　７億２，６００万円

３　契約の相手方　小樽市緑１丁目５番１号
阿部・小田・都市開発共同企業体
代表者
阿部建設株式会社

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１３号

工事請負変更契約について

旧保健所・旧総合福祉センター解体工事の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

１　工 事 名 称　旧保健所・旧総合福祉センター解体工事

２　契 約 金 額

変 更 前　２億６，５１０万円

変 更 後　２億６，８９７万２，０００円

３　契約の相手方　小樽市緑１丁目５番１号

阿部・西條・小杉共同企業体

代表者

阿部建設株式会社

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１４号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和８年６月９日提出

小樽市議会議員　松　井　真美子
同　　酒　井　隆　裕
同　　高　野　さくら
同　　小　貫　　元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、１９８２年６月２８日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から４４年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、２０１７年７月７日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、２０２１年１月２２日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

（目的）

第１条　この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　核兵器　核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。

⑵　小樽港港湾区域　港湾法（昭和２５年法律第２１８号。以下「法」という。）第３３条第２項において準用する法第４条第４項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。

⑶　港湾施設　法第２条第５項及び第６項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

（非核港湾行政の推進）

第３条　市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

２　市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

３　市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附　則

この条例は、令和８年８月１日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１５号

小樽市農業委員会委員の任命について

下記の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

令和８年６月２９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

北　島　吉　治
古　里　和　夫
岩　部　利　治
木　露　正　敏
本　間　俊　一
三　國　幸　一
川　畑　正　美
田　口　玲　子
浜　谷　礼　子
澤　田　幸　孝
長　多　誠　吉
吉　川　孝　一

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１６号

小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求める。

令和８年６月２９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

菰　　田　　尚　　正

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　議案第１７号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和８年６月２９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

記

池　　田　　道　　弘
澤　　谷　　幸　希　子
須　　貝　　修　　行

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　報告第１号

専決処分報告

小樽市税条例等の一部を改正する条例（令和８年小樽市条例第１６号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年３月３１日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市税条例等の一部を改正する条例

（小樽市税条例の一部改正）

第１条　小樽市税条例（昭和２５年小樽市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第１３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。)」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第６２条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第６２条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第６２条の２第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第６２条の２第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第６２条の３の２中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６２条の４から第６２条の９までを削る。

第６４条（見出しを含む。)、第６５条（見出しを含む。）及び第６６条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第６７条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４の２様式」を「第３３号の

４様式」に改める。

第６８条の見出し、第６９条（見出しを含む。）並びに第６９条の２の見出し並びに同条第１項、第２項、第４項及び第５項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７０条第２項中「第６２条第３項ただし書」を「第６２条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第６項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７２条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第８条の３の前の見出し及び同条を削る。

附則第８条の３の２に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第１項中「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に、「において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項」を「には、法附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第８条の３の２第１項」を「附則第８条の３第１項」に改め、同条を附則第８条の３とする。

附則第９条の２第３項第２号、附則第１０条第３項第２号及び附則第１２条第３項第２号中「、附則第８条の３第１項及び附則第８条の３の２第１項」を「及び附則第８条の３第１項」に改める。

附則第１３条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める。

附則第１５条第５項第２号、附則第１６条第２項第２号及び附則第１６条の２の６第２項第２号中「、附則第８条の３第１項及び附則第８条の３の２第１項」を「及び附則第８条の３第１項」に改める。

附則第１６条の２の８第２項第２号及び第５項第２号並びに附則第１６条の２の９第２項第２号及び第５項第２号中「、第８条の３第１項及び第８条

の３の２第１項」を「及び第８条の３第１項」に改める。

附則第１６条の２の１０第２項中「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」を「第８項、第１２項から第１６項まで、第１８項、第１９項、第２３項、第２６項、第３０項から第３２項まで、第３５項、第３６項、第４０項若しくは第４３項」に改める。

附則第１６条の３第３項中「附則第１５条第１４項」を「附則第１５条第１３項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２１項」を「附則第１５条第２０項」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２２項第１号」を「附則第１５条第２１項第１号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２２項第２号」を「附則第１５条第２１項第２号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２２項第３号」を「附則第１５条第２１項第３号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２３項第１号」を「附則第１５条第２２項第１号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２３項第２号」を「附則第１５条第２２項第２号」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２５項第１号イ」を「附則第１５条第２４項第１号ロ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２５項第１号ロ」を「附則第１５条第２４項第１号ハ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２５項第１号ハ」を「附則第１５条第２４項第１号ニ」に、「３分の２」を「２分の１」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２５項第１号ニ」を「附則第１５条第２４項第３号ロ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第４号」に、「７分の６」を「４分の３」に改め、同条第１５項から第２０項までを削り、同条第２１項中「附則第１５条第２８項」を「附則第１５条第２７項」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３２項」を「附

則第１５条第３１項」に改め、同項を同条第１６項とし、同条第２３項中「附則第１５条第３６項」を「附則第１５条第３５項」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第２４項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２５項中「附則第１５条第４０項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２６項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２７項を同条第２１項とし、同条第２８項を同条第２２項とする。

附則第１６条の４第５項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第６項第４号中「附則第１２条第２３項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２４項」を「附則第１２条第２５項」に改め、同条第７項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第９項第５号中「附則第１２条第３１項」を「附則第１２条第３２項」に改め、同条第１２項中「附則第１２条第１９項」を「附則第１２条第２０項」に改め、同条第１３項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成１８年国土交通省令第１１０号）第１０条第２項に規定する第４号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成２４年法律第４９号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合

する」に改め、同項第３号を次のように改める。

⑶　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第２３条の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第１０条第２項に規定する第４号様式による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「法施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第１７条第３項第１号に規定する同法第２条第２０号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第３号を次のように改める。

⑶　家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第３３条の２から第３３条の５までを削る。

附則第３４条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条

第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第３５条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

（小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　小樽市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年小樽市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「附則第３３条の」を「附則第３４条の」に改め、同条の表附則第３３条第１項の項中「附則第３３条第１項」を「附則第３４条第１項」に改め、同表附則第３３条第１項の表第２号ア（イ）の項の項中「附則第３３条第１項の表第２号ア（イ）の項」を「附則第３４条第１項の表第２号ア（イ）の項」に改め、同表附則第３３条第１項の表第２号ア（ウ）ａの項の項中「附則第３３条第１項の表第２号ア（ウ）ａの項」を「附則第３４条第１項の表第２号ア（ウ）ａの項」に改め、同表附則第３３条第１項の表第２号ア（ウ）ｂの項の項中「附則第３３条第１項の表第２号ア（ウ）ｂの項」を「附則第３４条第１項の表第２号ア（ウ）ｂの項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和７年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

２　令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成３０年４月１日から令和８年３月３１日までの間に旧法附則第１５条の１１第１項に規定する利便性向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　小樽市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年小樽市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「の種別割」を削る。

令 和 ８ 年
小樽市議会

第 ２ 回 定 例 会　　報告第２号

専決処分報告

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例（令和８年小樽市条例第１７号）を、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年５月２２日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

令和８年６月９日提出

小樽市長　迫　　俊　哉

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例

小樽市介護保険条例（平成１２年小樽市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（令和８年度における保険料に係る減免の特例）

第１１条　市長は、第１１条第１項に定めるところによるほか、第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定に係る政令の改正に伴い、国が令和８年度分の保険料の減免の対象となる者として示した第１号被保険者について、令和８年度分の保険料を減免することができる。

２　前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。

３　市長は、第１項の規定により保険料を減免したときは、その内容を当該第１号被保険者に通知しなければならない。

４　市長は、第１項の規定により保険料を減免した場合において、既に納付された保険料があり、かつ、その額が減免後の保険料の額を超えるときは、その超える額を当該第１号被保険者に還付するものとする。

附　則

この条例は、令和８年６月１日から施行する。